

Apple Vision Pro向けAppleCare+

1. 本プラン

本契約(以下「本プラン」)は、〒106-6140 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズに所在するApple Japan合同会社またはその権利の承継者(以下「Apple」)によって、当該プランに基づきお客様に提供されるサービスを規定するものです。また本プランには、本契約、お客様のプラン確認書(以下「本プラン確認書」)、およびお客様のプランに関する領収書原本に記載されている規約が含まれます。お客様の本プラン確認書は、購入時にお客様に提供されるか、その後に自動的にお客様に送付されます。Appleから本プランを購入した場合は、mysupport.apple.com/productsで本プラン確認書のコピーを入手できます。

本プランに基づく利益は、準拠法に基づくお客様の権利、およびメーカーによるハードウェア保証や無償テクニカルサポートに追加されるものです。本プランの規約は、特に明記されていない限り、一定期間保証(以下「定期プラン」)または月間保証(以下「月払いプラン」)かを問わず、同様に適用されます。本プランの支払いは、お客様またはお客様のプランの資金調達を行う第三者(以下「支払いプランプロバイダ」)が行うことができます。

本プランの対象には、本プラン確認書に記載されているApple Vision Pro(以下「対象デバイス」)、および元のパッケージに含まれるアクセサリ(以下「付属品」)(以下両方を総称して「対象機器」)が含まれます。対象機器は、AppleまたはApple製品取扱店から新品として購入またはリースされている必要があります。対象機器の法的所有権がお客様に譲渡される場合、本プランは本書の第10条に沿ってお客様に譲渡される必要があります。対象機器には、本プランの第3条に基づき、Appleからお客様に提供された交換品が含まれます。

本プランは、お客様の対象機器に適用されることのみを意図しており、お客様の対象機器にのみ適用されます。本プランはお客様による商業的利用を目的としておらず、経済的利益を得るためにお客様が本プランを使用することはできません。経済的利益には、他者が所有するデバイスや本プランの対象ではないデバイス向けの修理サービスを求めることを含みますが、これらに限定されません。疑義を避けるために明記すれば、定期プランの譲渡に関する本プラン第10条の定めに基づく場合を除き、お客様は、本プランに基づくお客様のいかなる権利も、売却、譲渡、請け負わせること、委任すること、または与えることはできません。Appleは、遵守を確実なものにするため、お客様のサービスリクエストをモニタリングする権利を有します。本条項への違反があった場合、本プランが無効になる場合があります。

2. 本プランの期間と更新

本プランの保証は、お客様が本プランを購入した時点で開始し、解約しない限り、本プラン確認書に指定された日付(以下「本プランの期間」)まで継続します。

月払いプランの場合、本プランの期間は1か月です。本プランは毎月自動更新されますが、後述の第9条に定める解約がなされる場合はこの限りではありません。修理部品が入手不可能であるためにAppleが対象デバイスに修理サービスを提供できなくなる事態が生じ、Appleがお客様に書面で(30)日前に解約を通知する場合、または法令による要請があった場合などがこれに該当します。対象機器によっては、月払いプランを利用できない場合があります。

定期プランの場合、本プランの期間は本プラン確認書に記載されています。Appleは、定期プランを更新する義務を負いません。Appleが更新を提案する場合は、その料金および条件をAppleが決定します。

分割払いによる月払いプランと定期プラン(利用可能な場合)の場合、お客様は初回プランの購入(または支払いプランプロバイダによって他の方法で支払われない場合の最初のプラン支払い)に使用するクレジットカード、デビットカードまたはその他の認証された支払い手段(Apple Payなど)(以下「支払い手段」)を保存し、解約されない限り、各更新時期または分割支払い期日までに、プランを更新するために、自動請求を受けることに同意するものとします。支払い元に請求できず、更新料の支払いや分割払いが適切かつ適時に行われなかった場合は、その理由を問わず、解約通知書でお客様に通知された日付をもって本プランの保証が失効します。支払いが遅れた場合、Appleは準拠法に従って、その支払いを受諾し、その支払日を開始日とした更新を許可する権利を保有します。ただし、この実行に対する義務を負うものではありません。更新時に月払いプランの価格が変更される場合は、本プランの第11条で定める通り、事前にその値上げについて通知されます。ただしこの通知は、月払いプランのみを対象とします。

本プランの価格は、Apple、またはお客様が本プランを購入した別の販売業者(以下「Apple正規取扱店」)から発行された領収書原本に記載されています。

3. 対象範囲

3.1 不具合のある製品または劣化したバッテリーに関するハードウェア修理サービス(以下「ハードウェア修理サービス」)

ハードウェア修理サービスは、本プランの期間中に、対象機器に、材料もしくは製造上の瑕疵が生じていること、または元のパッケージに含まれる対象機器の電荷を維持するバッテリー容量が、元の仕様の80%未満に低下していることをAppleに通知する、有効な請求を送信した場合に提供されます。ハードウェア修理サービスの適用要件の詳細は、第3条3項をご確認ください。

疑義を避けるために明記すると、電荷を保つための容量が元の仕様の(80%)未満の(つまり消耗した)バッテリーに対するハードウェア修理サービスは、元のパッケージに含まれていたバッテリー、および付属する対象機器(または本プランの第3条に基づいてAppleから提供されるその交換品)にのみ適用され、別途購入したバッテリーには適用されません。

本プランに基づくハードウェア修理サービス適用の例外は、第4条に記載のとおりに適用されます。

3.2 過失や事故による損傷に対する修理サービス(以下「ADHサービス」)

ADH修理サービスは、本プランの期間中に、予期せぬ、意図しない外部事象(落下や、こぼれた液体への接触による損傷など)の結果生じた過失や事故による損傷(以下「ADH」)により、対象機器が正常に動作しないことをAppleに通知する、有効な請求を送信した場合に提供されます。損傷は、カバーガラスの傷、はがれ、変色、伸び、へこみ、欠けなどの表面上の損傷を除き、対象機器の機能に影響を与えるものである必要があります。ADH修理サービスの適用要件の詳細は、第3条3項をご確認ください。

本プランに基づくADHサービス適用の例外は、第4条に記載のとおりに適用されます。

3.3 ハードウェア保証およびADH修理サービスの履行

本プランの期間中、ハードウェア修理サービスに対する有効な請求またはADH修理サービスに対する有効な請求を送信した場合、Appleはその裁量により、以下のことを行います。新品の部品、またはテスト済みでAppleの機能要件に合格した以前に使用

されたApple純正部品を使用して無償で不具合品の修理を行うか、(ii) 当該対象機器を新品の交換品、または新品および／またはテスト済みでAppleの機能要件に合格した以前に使用されたApple純正部品で構成された交換品と交換します。

(i) および (ii) に基づく修理または交換が不可能または利用できない場合、Appleは、対象機器のAppleの現在の小売価格（もしくはその時点でAppleが対象機器のモデルを販売していない場合、Appleが対象機器のモデルを最後に販売した小売価格）、または購入証明書の原本に記載されている、対象機器に対して支払われた金額のいずれか大きい方と同額を、Apple Storeクレジット、Appleギフトカード、または現金で払い戻します。払い戻しが行われた場合、元の対象機器はAppleの所有物となり、対象機器を所有していないことを理由にお客様の本プランは自動的に解約されます。

ADH修理サービスには、以下に記載するサービス料の支払いが必要です。お客様に提供される各ADH修理サービスは「サービスイベント」であり、以下に記載するサービス料が適用されます。

本プランに基づいて提供されるすべての交換品は、元の対象機器と同一の機能もしくは実質的に類似の機能（同一もしくは強化された技術的な特徴もしくは機能を持つ、異なるモデルで機能が同一、または同一のモデルで色が異なる機器など）を備えるものになります。またはAppleの選択により、元の対象機器とは異なる技術的または機能的な特徴または機能を備える、同じまたはより新しいモデルになります。Appleが対象機器を交換する場合、元の製品はAppleの所有物、交換品はお客様の所有物となり、本プランの残りの期間中、有効な保証が適用されます。

Appleは、対象デバイスまたは元の部品が供給された国とは異なる国から供給された修理対象機器または交換部品をサービスのために使用する場合があります。

なお、以下に規定されるサービスは、テクニカルサポートの対象範囲外です。

3.4 サービス料およびサービスイベント

お客様がADH向けの修理サービスを利用することを「サービスイベント」と呼び、以下に記載のサービスイベント料金が適用されます。お客様は、本プランが有効である間、本プランが解約されるか、またはその他の方法で終了する日まで、お客様の対象機器に対してサービスイベントを無制限に受けることができます。提出されるサービスイベントの依頼のうち、本プランが解約された後、または終了した後にAppleが受領した依頼は、本プランの対象とはなりません。

重要：ADHの対象外となる修理サービスについては、第4条をご参照ください。

以下のサービス料が各サービスイベントに適用されます。

Tier 1 ADH修理サービスイベント -付属品におけるADH	4,900円
Tier 2 ADH修理サービスイベント -その他のADH	49,800円

**これらは税込料金です。*

Tier 1 ADH修理サービスイベント料の対象となるには、対象機器に、Appleによる付属アクセサリの修理および／または交換を妨げる、付属アクセサリの損傷以外のその他の損傷がないことが必要です。その他の損傷がある対象機器には、Tier 2 ADH修理サービスイベントの料金が請求されます。

日本以外の国で本プランに基づく修理サービスを希望する場合、サービス料または現地の同等料金をその国の通貨およびその国の適用レートで支払う必要がある場合があることにご注意ください。さらに詳しくは、AppleCare+サポートウェブサイト (apple.com/legal/sales-support/applecare/applecareplus/) にアクセスし、修理サービスを希望する適切なデバイスと場所を選択して、適用される規約とサービスイベント料をご確認ください。

3.5 テクニカルサポート

本プランの期間中、Appleはお客様に対して、対象機器に関する電話およびウェブ経由のテクニカルサポート(以下「テクニカルサポート」)を優先的に提供します。テクニカルサポートには、ファイルの保存、入手、管理などを含む、インストール、起動、設定、トラブルシューティング、修復(データの復元を除く)に関するサポート、システムエラーメッセージの説明、ハードウェアの修理サービスが必要な状況やADHの修理サービスが適用される条件の判断が含まれます。Appleは、サポート対象ソフトウェアのその時点での最新バージョンおよび直前のメジャーリリースに関するサポートを提供します。本項において「メジャーリリース」とは、「1.0」や「2.0」などのリリース番号形式によって、Appleが商業的にリリースする重要なソフトウェアバージョンであり、ベータ版やプレリリースの形式でないものを意味します。

Appleテクニカルサポートの対象範囲は以下に制限されます。(i) 対象機器、(ii) Appleブランドのオペレーティングシステム(以下「visionOS」)、および対象機器にあらかじめインストールされている、または対象機器で機能するように設計されているAppleブランドのソフトウェアアプリケーション(以下「コンシューマソフトウェア」)、(iii) 対象機器への接続仕様を満たし、対象機器が対応するオペレーティングシステムを使用しているコンピュータまたはデバイスと、対象機器との接続に関する問題。

なお、以下に規定されるサービスは、テクニカルサポートの対象範囲外です。

4. 対象範囲外とは

4.1 ハードウェア修理サービスとADH修理サービス

Appleは、ハードウェア修理サービスおよびADH修理サービスの提供対象の国を、お客様が最初に対象機器を購入した国に限定する場合があります。ハードウェア修理サービスまたはADH修理サービスを受ける条件として、すべての対象機器は、元の部品またはApple認定の交換部品すべてを含めて、そのままAppleに返却する必要があります。その際お客様は、第7条に定められた「お客様の責任」を遵守する必要があります。この制限は、消費者法に基づくお客様の権利を侵害するものではありません。純正品以外の部品を取り付けると、補償範囲に影響する場合があります。

Appleは、以下の状況ではハードウェア修理サービスまたはADH修理サービスを提供しません。

- (a) 通常の磨耗から保護するため。

- (b) 傷、はがれ、変色、伸び、へこみ、および／または欠けを含む、対象機器の機能または適切な動作に影響しない表面上の損傷を修復するため。ただし、表面上の損傷とはカバーガラスの傷、はがれ、変色、伸び、へこみ、および／または欠けに限るものとし、それらにはTier 2 ADH修理サービスイベント料が適用されるものとします。
- (c) 対象機器と一緒に使用されるサードパーティの部品または付属品(処方レンズまたはその他の矯正レンズを含むがこれらに限定されない)の傷、はがれ、変色、伸び、へこみ、および／または欠けを修復するため。
- (d) あらゆる種類の異常もしくは不適切な使用、乱用、誤用、不作為により、またはAppleによって提供されるもしくは対象機器のオーナーマニュアルもしくはユーザーガイドに概要が記載されている適切な操作、手入れ、メンテナンスに関するAppleの指示に従わないもしくは遵守しないことによって生じた、ADHを含む損傷を修復するため。
- (e) 予防保守を行うため。
- (f) 紛失したまたは盗難に遭った対象機器を交換するため。
- (g) 無謀行為、乱用行為、故意の行為もしくは意図的な行為、または通常ではない方法やAppleが意図していない方法による対象機器の使用によって生じた過度の物理的損傷(製品がつぶれたり、曲がったり、浸水しているなど)を修復するため。
- (h) 対象機器を設置、取り外し、廃棄するため、または対象機器の修理中に提供される機器を設置、取り外し、廃棄するため。
- (i) 対象機器ではない製品によって生じた損傷を修復するため。
- (j) 対象機器ではない製品の損傷を修復するため。
- (k) Appleまたは正式な権限を有するAppleの担当者以外の手によって解体、修理(アップデートや拡張を含む)、改造、改変された対象機器の損傷(原因は問わない)を修復するため。
- (l) 対象機器のバッテリーを、対象機器のオリジナルパッケージに含まれていないバッテリー、または本プランの第3条に基づいてAppleから提供されるその交換品でないバッテリーに修理、交換するため。
- (m) お客様が対象機器を購入した後に本プランを購入した場合における、本プランの購入前に対象機器に生じていた状態を修復するため。
- (n) シリアル番号が改変されている、判読できない、または削除されている対象機器の損傷を修復するため。
- (o) 火災、地震、洪水、その他の類似する外的原因によって生じた損傷を修復するため。
- (p) 危険物の存在に起因する損傷から保護するため。危険物とは、人間の健康に害を及ぼす生物学的汚染物質やアレルゲンを指しますが、これらに限定されません。
- (q) 本プランに対象範囲として明記されている損失以外の、あらゆる要因または損失の結果として生じた、対象機器内の情報の保存、処理、アクセス、送信、または受信に使用される電子ハードウェアもしくはソフトウェア、またはそれらの部品の損失、使用不能損失、損傷、破損、アクセス不能、または操作不能を修復するため。これには、かかるシステムに対する不正アクセスもしくは不正使用、サービス拒否攻撃、または悪意のあるコードの受信もしくは送信の結果として生じた場合を含みます。
- (r) 対象機器内に保存された電子データの損失、使用不能損失、損傷、破損、アクセス不能、または操作不能を修復するため。これには、かかるデータに対する不正アクセスもしくは不正使用、サービス拒否攻撃、または悪意のあるコードの受信もしくは送信によって生じた、かかる損失を含みます。
- (s) お客様自身が金銭的利益を得る商業的な目的のためにお客様が本プランに基づいてデバイスに対する修理サービスを求めている場合。これには、本プランに基づくお客様のいずれかの権利をお客様が販売した場合、譲渡した場合、請け負わせた場合、委任した場合、与えた場合を含みます(ただし本プランの第10条に規定されている場合を除く)。

4.2 テクニカルサポート

Appleは、以下の状況ではテクニカルサポートを提供しません。

- (a) 意図されていない用途または改造方法によって対象機器、visionOS、コンシューマソフトウェアが使用または改造されている場合。
- (b) ソフトウェアをその時点での最新バージョンに更新することで問題が解決する可能性がある場合。
- (c) 他社製品に関するサポート、または他社製品が対象機器に与える影響や相互作用に関するサポート。
- (d) コンシューマソフトウェアまたは対象機器の接続の問題に関連しないコンピュータまたはvisionOSの使用に関するサポート。
- (e) visionOS、コンシューマソフトウェア以外のソフトウェアに関するサポート。
- (f) 「ベータ版」、「プレリリース」、または同様の呼称が適用されているコンシューマソフトウェアに関するサポート。
- (g) 対象機器に保存または記録されているあらゆるソフトウェアやデータの損害や損失に関するサポート(注: ソフトウェアプログラムおよびユーザーのデータの復元や再インストールは本プランの対象外)。
- (h) 他社製のウェブブラウザ、メールアプリケーション、インターネットサービスプロバイダのソフトウェア、またはこれらを使用する際に必要なvisionOSの設定に関するサポート。
- (i) 該当するシステムの不正アクセスもしくは不正使用、サービス拒否攻撃、悪意のコードの受信もしくは送信を含む、本プランに具体的に記載されている補償対象の損失以外の原因もしくは損失の結果として生じた、対象機器内で情報を保存、処理、アクセス、送信、受信するために使用される電子ハードウェアまたはソフトウェア、またはその部品の損失、使用の損失、損傷、破損、アクセス不能、操作不能を修復するため。
- (j) 対象機器内に保存されている電子データの損失、使用の損失、損傷、破損、アクセス不能、操作不能(これにはデータの不正アクセスまたは不正使用、サービス拒否攻撃、悪意のコードの受信または送信によって生じた該当する損失が含まれます)を修復するため。

5. 修理サービスやサポートを利用する方法

Appleに電話する(0120-277-535(日本国内から)または(81)3-6365-4705(海外から))か、support.apple.com/ja-jpにアクセスすることで、修理サービスまたはテクニカルサポートを受けることができます。

修理サービスまたはサポートを利用するには、第7条に規定されているお客様の責任を含むがこれに限定されない、このプランのすべての利用規約に従う必要があります。

6. 修理サービスオプション

Appleは、お客様に対して修理や交換サービスを提供する方法、およびお客様の対象機器が特定のサービス方針の適用対象となるか否かを変更する場合があります。修理サービスの適用は、第6条に規定されている修理サービスオプションに限定されます。これは、Appleによってのみ実施されますが、お客様の請求が送信された時点でApple正規サービスプロバイダにおいて修理サービスを利用可能な場合は除きます。

修理サービスは、お客様が修理サービスを依頼する国で利用可能なオプションに限定されます。修理サービスのオプション、部品の在庫、対応にかかる時間は、状況によって異なる場合があります。購入国以外の国で対象機器に対する修理サービスを利用することができない場合は、修理サービスが利用可能な国で修理サービスを受けるための送料および取扱手数料をお客様に負担していただく場合があります。購入国以外の国での修理サービスをお求めになる場合、お客様には、輸出入に関して適用されるすべての法律および規制を遵守し、すべての関税、付加価値税、関連するその他の税金や諸費用をご負担いただくことになります。国外での修理サービスが行われる場合、Appleは製品および部品を、現地の基準に合致する同等の製品および部品を使用して修理または交換することがあります。

Appleは、以下の1つまたは複数のオプションを通じてお客様にハードウェア修理サービスまたはADH修理サービスを提供します。

(a) 持ち込み修理。持ち込み修理はほとんどの対象機器で利用可能です。その場合は、持ち込み修理を実施するApple Store直営店の拠点または(利用可能な場合は)Apple正規サービスプロバイダ(以下「AASP」)に対象機器をお持ち込みください。サービスはそのストアで提供される場合もあれば、(利用可能な場合は)そのストアが対象機器をApple修理サービス(以下「ARS」)サイトに送付して修理が行われる場合もあります。お客様はすみやかに対象機器を引き取る必要があります。

(b) 出張修理。出張修理は、対象機器の設置場所がApple正規出張修理プロバイダの拠点から半径50マイル(80キロメートル)圏内である場合、当該対象機器に対して実施できる可能性があります。出張修理を提供可能であるとAppleが判断した場合、Appleは修理技術者を対象機器の設置場所に派遣します。修理サービスは、その場所で提供されるか、修理技術者が対象機器をAASPまたはARSの拠点に配送して行われます。対象機器がAASPまたはARSの拠点で修理される場合、Appleは、修理サービス終了後、対象機器をお客様の設置場所に配送する手配を行います。修理技術者が予約された時間に対象機器へのアクセスを許可されない場合、再度の出張訪問には追加料金がかかる場合があります。

(c) 集配修理サービス。お客様の対象機器がピックアップ&デリバリー修理サービスの対象になるとAppleが判断した場合、Appleの指定業者が対象機器を引き取りに伺います。修理サービスが完了すると、Appleは対象機器または交換品をお客様に返送します。お客様がすべての手順に従った場合、Appleは、お客様の所在地からの往復のピックアップ&デリバリーの送料を負担します。

(d) エクスプレス交換サービス(ERS)。

現地の法律に従い、修理サービスを求める際の地域の遂行力と可用性、および対象機器の損傷に応じて、対象機器に対してERSを利用できる場合があります。

利用可能な状態で、ハードウェア修理サービスにERSを利用することを選択した場合、ERSの使用にサービス料はかかりません。対象機器のバッテリーおよび／またはバッテリーケーブルのADHの修理サービスにERSを使用することができ、それを選択した場合、その修理サービスには第3条4項に記載されているTier 1サービスイベント料が適用されます。対象デバイスの部品に対してADH向けERS修理サービスを使用することを選択した場合、対象デバイスの交換品が提供されるため、修理サービスには第3条4項に記載されているTier 2サービスイベント料が適用されます。

Appleが交換した対象デバイスの返却を求める場合、Appleは、交換デバイスの小売価格および適用される送料の担保として、対象デバイスの全額に対するクレジットカードのオーソリゼーションを要求する場合があります。

Appleは、対象デバイスで影響を受ける部品のみを返却するようお客様に求める場合があります。Appleは、修理サービスの必要のない部品を返却します。Appleがバッテリーのみ、または対象デバイスで影響を受ける部品のみを返却を求める場合、Appleは、バッテリーおよび／または部品の小売価格および適用される送料の担保として、修理サービスに対するクレジットカードのオーソリゼーションを要求する場合があります。

お客様の都合によりクレジットカードのオーソリゼーションが不可能な場合は、修理サービスを利用できない場合があります。その場合Appleは、別の修理サービスの手配についてご案内します。交換されたデバイスまたは部品が指示通りに返却されない場合、または修理サービス対象外のデバイスまたは部品が返却された場合は、Appleは、指定金額をクレジットカードに請求します。

詳細なサポートをお求めの場合は、Appleにお電話でお問い合わせください。電話番号は本書の末尾をご確認ください。

7. お客様の責任

本プランに基づいて修理サービスまたはサポートを受けるには、次のことに同意する必要があります。(i) プランの契約番号、プランの購入証明書の原本のコピー、対象機器の購入証明書の原本のコピー、および対象機器のシリアル番号を提供すること、(ii) 対象機器の問題の症状と原因に関する情報を提供すること、(iii) 対象機器の診断または修理サービスに必要な情報の求めに応じること、(iv) Appleの指示に従うこと、(v) 要求された場合、プランの所有権を確認するための情報(氏名、電話番号、メールアドレス、Apple Account、および／またはAppleが必要とみなすその他の情報)を提供すること、(vi) 修理サービスを希望する前に、ソフトウェアを現在公開されているリリースバージョンに更新すること、(vii) 対象機器に存在するソフトウェアとデータをバックアップすること。

Appleは、ハードウェア修理サービスの過程で、対象機器のコンテンツの消去、ストレージメディアの再フォーマット、対象機器の出荷時のソフトウェア設定およびその後のアップデートリリースの再インストールを行います。これにより、修理サービスの前に対象機器に保存されていたすべてのソフトウェアおよびデータが削除されることになります。お客様の対象機器や交換用機器は、対象機器の出荷時の構成に、該当するアップデートを適用した状態で返却または提供されます。Appleは、ハードウェア修理サービスの一環としてvisionOSのアップデートをインストールする場合があります。これは、対象機器が前のバージョンのvisionOSに戻れることを防ぐためのものです。visionOSをアップデートした結果、対象機器にインストールされていた他社製アプリケーションが、対象機器との互換性を失ったり正常に機能しなくなったりする場合があります。その他すべてのソフトウェアプログラム、データ、およびパスワードの再インストールについては、お客様が責任を負うものとします。

8. 責任の制限

準拠法により許容される最大限の範囲で、AppleおよびAppleの従業員とエージェントは、いかなる状況においても、お客様またはその後の対象機器の所有者に対して、本プランにおけるAppleの義務に起因する、プログラムやデータの復元／再プログラミング／複製の費用、データの秘密性の損失、ビジネスの損失、利益／収入／想定されるコスト削減の損失などを含め(ただしこれらに限定されない)、間接的または結果的な損害に関する責任を負いません。準拠法により許容される最大限の範囲で、お客様およびその後の所有者に対する、本プランにおけるAppleおよびAppleの従業員とエージェントの責任は、本プランに対してお客様が最初に支払った金額を超えないものとします。特にAppleは、(i) プログラムまたはデータに対してリスクや消失を発生させることなく対象機器を修理または交換できること、(ii) データの秘密性を保持すること、(iii) 製品が支障なく動作することまたは誤動作しないことを保証しません。

本プランによりお客様に与えられる利益は、消費者法の法令に基づいて提供されるすべての権利および救済に付加されるものです。これらの法令における責任が制限される範囲において、Appleの責任は、Appleが独自に行う任意の選択により、対象機器の交換または修理、もしくは修理サービスの提供に限定されます。

本規約のその他の規定にかかわらず、日本の消費者契約法の適用がある場合、Appleの債務不履行または不法行為により生じた損害を賠償する責任を制限する規定は、Appleの故意または重過失により生じた損害には適用しないものとします。

9. 解約

9.1 解約に関するお客様の権利

お客様は、プランの種類支払い方法や理由を問わず、いつでも、ただちに本プランを解約することができ、その場合は以下に記載された通りに返金を受けることができる場合があります。返金を受けるには、プラン契約番号および／またはプランの購入証明書の原本を提供するよう求められる場合があります。

9.2 解約方法

(a) 対象機器の返却を伴う解約の場合。

元の販売チャネルの返却ポリシーに基づき、対象機器の返却とともに本プランを解約する（下取りの場合を除く）には、元の販売チャネル（Apple正規取扱店またはApple）を通じて対象機器を返却する必要があります。本プランの料金の全額が、お客様（または、場合によっては支払いプランプロバイダ）に返金されます。Apple正規取扱店から対象機器を購入した場合は、以下に記載されているようにAppleに連絡してプランを解約する必要がある場合があります。本プランをご購入された販売チャネルが、対象機器をご購入された販売チャネルと異なる場合も、Appleに連絡して本プランを解約する必要がある場合があります。

(b) Apple正規取扱店から購入したプランの解約の場合

- (1) 定期プランをApple正規取扱店から購入し、プランの購入から30日以内に解約する場合、Apple正規取扱店経由でプランを解約する必要がある場合があります。
- (2) Apple正規取扱店から定期プランを購入し、プランの購入後30日を超えて解約する場合、以下のいずれかの方法でお手続きいただけます。
 - (A) Appleに電話（日本国内からは0120-277-535、日本国外からは(81) 3-6365-4705）をかける。または
 - (B) Apple Mail Center宛て（AppleCare サービス & サポート製品事務局、〒106-6140 東京都港区六本木6丁目10番1号）に書面による通知を送付する。

定期プランを解約する旨の書面による通知を送付する場合は、お客様の対象デバイスのシリアル番号、本プランの契約番号、本プランの購入証明書原本、および連絡先情報をご記載ください。お客様の本プランは、書面による通知の受領時点で解約されます。

- (3) Apple正規取扱店からマンスリープランを購入した場合は、そのApple正規取扱店に連絡してプランを解約してください。

(c) Appleから購入したマンスリープランの解約の場合

Appleから購入したマンスリープランを直ちに解約するには、以下のいずれかの方法でお手続きいただけます。

- (1) Apple に電話(日本国内からは 0120-277-535、日本国外からは(81) 3-6365-4705)でご連絡ください。または
- (2) Apple Mail Center 宛て(AppleCare サービス & サポート製品事務局、〒106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号)に書面による通知をご送付ください。

マンスリープランを解約する旨の書面による通知を送付する場合は、お客様の対象デバイスのシリアル番号、本プランの契約番号、本プランの購入証明書原本、および連絡先情報をご記載ください。お客様の本プランは、書面による通知の受領時点で解約されます。

- (3) また、マンスリープランを自動的に更新できないようにすることで、マンスリープランを解約することもできます。これを行うには、対象デバイスで support.apple.com/HT202039 にアクセスし、「サブスクリプションを解約する」を選択します。この場合、解約日は、お客様によって最後に支払われた月末日の 24 時となります。マンスリープランは解約が行われた月の末日まで有効のままになり、解約によるお客様への返金は行われません。

(d) Apple から購入した定期プランの解約の場合

Apple から購入した定期プランを解約するには、以下のいずれかの方法でお手続きいただけます。

- (1) 利用可能な場合、および定期プランが Apple から購入された場合にのみ、App Store からダウンロードできる Apple サポートアプリの手順に従ってください。解約しようとしているお客様の本プランが表示されない場合は、お客様の Apple Account でアカウントの設定を完了する必要がある場合があります。さらにサポートが必要な場合は、support.apple.com/HT202704 を参照してください。
- (2) 利用可能な場合、および定期プランが Apple から購入された場合のみ
getsupport.apple.com/products にアクセスし、「ハードウェア保証」>「AppleCare プランを解約する」を選択し、指示に従ってください。
- (3) Apple に電話(日本国内からは 0120-277-535、日本国外からは(81) 3-6365-4705)でご連絡ください。または
- (4) Apple Mail Center 宛て(AppleCare サービス & サポート製品事務局、〒106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号)に書面による通知をご送付ください。

定期プランを解約する旨の書面による通知を送付いただく場合は、お客様の対象デバイスのシリアル番号、プラン契約番号、プランの購入証明書、および連絡先情報をご提供ください。お客様の本プランは、お客様からの書面による通知の受領時点で解約されます。

定期プランの資金調達が支払いプランプロバイダによって行われている場合、本プランを解約するには、Apple（日本国内からは0120-277-535、日本国外からは(81) 3-6365-4705）にお電話いただくか、支払いプランプロバイダに連絡してプランを解約するよう依頼してください。Appleは、本プランの支払いを行った金融機関に対して返金を行う場合があります。

9.3 マンスリープランの返金

お客様が対象機器の返品を伴わずに本マンスリープランを解約するために Apple にご連絡いただいた場合、以下の基準に基づき返金を受けられる可能性があります。

- (1) プランの初回購入日または更新日から 14 日以内に本マンスリープランを解約した場合は、全額が返金されます。
- (2) プランの初回購入日または更新日から 14 日を超えて解約する場合は、マンスリープランの契約期間の残存期間に応じて比例配分した額の返金を受けることができます。

お客様が既にお客様の本プランに基づく有効な請求を行っている場合、その後は、解約のタイミングに関わらず、Appleはお客様が受領したサービスの対価をあらゆる返金から控除することができ、その結果お客様への返金が行われない場合があります。

前述のとおり、次回のマンスリープランの自動更新を停止した場合、解約は最後に支払われたマンスリー契約の終了日の深夜まで延期されます。マンスリープランはその月の末日まで有効であり、その時点で解約され、解約による返金が行われません。

9.4 定期プランの返金

対象機器の返却を伴わない形で、本定期プランを解約するために Apple に連絡した場合、次の基準に基づいて計算される返金を受ける権利があります。

- (1) プランの購入日から 30 日以内に本定期プランを解約し、プランの全額を支払った場合、全額が返金されます。
- (2) プランの購入日から 30 日以上経過してから本定期プランを解約し、プランの全額を支払った場合、プランの残存期間に応じて比例配分した額の返金を受けることができます。

お客様が既にお客様の本プランに基づく有効な請求を行っている場合、その後は、解約のタイミングに関わらず、Apple はお客様が受領したサービスの対価をあらゆる返金から控除することができ、その結果お客様への返金が行われない場合があります。

定期プランの支払いが支払いプランプロバイダによって行われている場合、Apple は、本プランの支払いを行った金融機関に対して返金を行う場合があります。

9.5 解約に関するAppleの権利

理由の如何にかかわらず、支払い額(お客様に支払いの義務がある月払いプランの更新料や、その他の分割払い料金など)を支払い元に請求できず、お客様が期日または適用される更新日までに適切な支払いを行わなかった場合、本プランは未払いのため解約となり、期日または更新日以降に、本プランの保証が失効します。

現地の適用法に特別な定めがない限り、不正行為もしくは重要な虚偽申告があった場合、またはお客様が本プランをお客様自身が金銭的利益を得る商業的な目的のために使用した場合、Appleは事前の通知なく、ただちに本プランを解約することができ、またお客様に提供されたすべてのサービスの費用の即時支払いを要求することができます。その場合、いかなる種類の返金も行われません。

また、現地の法律に特別な規定がない限り、Appleが対象機器の修理部品を入手できない場合、またはAppleが対象機器のサービス提供を継続できなくなった場合に、Appleは(30)日前に書面で通知することにより本プランを解約することができます。現地の法律で許可される場合は、Appleが修理部品を入手できないために本プランを解約する際に、本プランの残存期間に比例した金額がお客様に返金されます。

9.6 正規下取り時の解約

月払いプランの場合、対象デバイスをAppleまたはApple製品取扱店に、Appleの正規下取りプログラムの一環として下取りに出すと、月払いプランを解約する意思の表明とみなされ、第9条3項に基づき解約されます。

9.7 解約の効力

解約が有効になった時点で、本プランに基づくAppleのお客様に対する将来の義務はすべて消失します。

10. 本プランの譲渡

定期プランの場合のみ、お客様は、本プランにおけるお客様の権利のすべてを、1回に限り、第三者に対して永久譲渡することができます。ただしこの場合は、次のすべての条件を満たす必要があります。(i) お客様は当該第三者に対して、購入証明書原本、本プラン確認書、本プランの印刷物、本サービス契約を譲渡すること、(ii) お客様は譲渡通知をAppleCareサービス&サポート製品事務局Appleメールセンター(〒106-6140 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ)宛に送付することによりAppleに通知すること、(iii) 当該第三者が、本プランの条件を受諾すること。本プランの支払いが支払いプランプロバイダによって行われている場合、またはその他の方法で分割払いが行われている場合、被譲渡人は譲渡人のすべての支払い義務を引き継いで履行するものとします。被譲渡人がその支払い義務を履行しなかった場合は、第9条に記載されている該当する解約条項がただちに有効になるものとします。譲渡についてAppleに通知する際は、本プランの契約番号、対象機器のシリアル番号、および新しい所有者の名前、住所、電話番号、メールアドレスを提示する必要があります。月払いプランは譲渡できません。

11. プランの変更

契約時に発行された本プランの利用規約は、本プランの期間中および月払いプランの更新による毎月の利用期間中、その効力を維持します。ただし、Appleが本プランの利用規約の改定を通知した場合は除きます。Appleは、(30)日(または法の要求に基づくそれ以上の日数)(以下「予告期間」)前に書面で通知することにより、本プランの利用規約のあらゆる部分(価格や適用されるサービス料を含む)をいつでも改定できるものとします。この通知は別個の書面やメール、またはその他の合理的な方法で

提示されます。改定された本プランの利用規約に同意しない場合、お客様は本プランを違約金なく解約できます。予告期間内に本プランを解約しなかった場合は、毎月の請求額またはその他の分割払いの請求額(該当する場合)を引き続き支払うこと、または本プランの利用規約変更(価格やサービス料の変更に関するものを含む)の通知を受け取った後に本プランに基づく修理サービスを依頼することにより、改定された本プランの利用規約に同意したものとみなされます。ただしいかなる場合でも、第9条に基づき、お客様は本プランをいつでも解約できます。

Appleが本プランの内容を改定し、追加料金やサービス料の値上げなくお客様への保証内容を拡大することを決定した場合、その拡大された保証内容はただちに本プランに反映されます。

12. 一般条項

(a) Appleは、Appleの義務の履行を第三者に請け負わせる、または委任することができますが、その場合においてもAppleがお客様に対する義務を免れることはありません。

(b) Appleは、Appleの合理的な管理範囲を超えた事由による本プランの不履行または履行遅滞に関して責任を負いません。

(c) お客様は、本プランにおける修理サービスを受けるために対象機器に関する予防保守を行う必要はありません。

(d) 本プランは、日本においてのみ提供され、効力を有します。未成年者は、本プランを購入できません。一部の地域では、本プランを利用できない場合があります。また、法律で禁止される場合は利用できません。

(e) Appleは、その義務の履行に際し、Appleによる顧客対応の品質を監視する目的に限定して、独自の裁量によってお客様とAppleとの通話の一部またはすべてを録音することがあります。

(f) お客様は、本プランにおいてAppleに開示される情報またはデータの一切が、お客様にとって秘密または専有の情報でないことに同意するものとします。また、お客様は、Appleがいかなるサービスを提供する際にも、Appleがお客様に代わってデータを収集および処理できることに同意するものとします。これには、Appleが、関連会社またはサービスプロバイダに対して、Appleカスタムプライバシーポリシーに基づいてお客様のデータを送信する行為が含まれる場合があります。

(g) Appleは、不法なデータ破壊、不正アクセス、不正開示からお客様のデータを保護するセキュリティ対策を講じています。

(h) お客様は、本プランを購入することにより、Appleがapple.com/jp/legal/privacy/に記載されているAppleカスタムプライバシーポリシーに従ってお客様の情報を使用、処理、移転、および保護することを理解し、これに同意するものとします。前述の規定に影響を及ぼすことなく、お客様は、お客様の本プランに関連して、Apple、その関連会社またはサービスプロバイダが収集または生成する、お客様の氏名、デバイスのシリアル番号、連絡先情報、修理履歴、およびその他の個人情報を、Apple、その関連会社またはサービスプロバイダが次の目的のために使用および処理できることに同意するものとします。(i) 本プランに基づく修理サービスを提供および管理すること、および本契約を履行すること、(ii) 修理サービスの質を確保すること、ならびに (iii) お客様の本プラン、関連する金銭的な取引、および本契約に基づいて提供される修理サービスおよびサポートに関して、お客様と連絡を取ること。そのような目的のために、お客様は、これがApple、その関連会社およびサービスプロバイダの間におけるお客様の個人情報の移転を含む場合があることに同意するものとします。お客様の個人データの処理についてご質問がある場合は、提供された電話番号またはapple.com/legal/privacy/contactからAppleにお問い合わせください。お客

様が自身が、Appleが保持しているお客様情報へのアクセスまたは変更を希望される場合は、account.apple.comにアクセスしてお客様の個人連絡先情報を更新するか、apple.com/jp/privacy/contact/からAppleにお問い合わせください。

(i) 本プランの領収書原本および本プラン確認書を含む本プランの規約は、注文書やその他の書類の相反する条件、付加的な条件、またはその他の条件に優先して適用され、本プランに関するお客様とAppleとの完全なる合意を構成します。

(j) Appleは、本プランを更新する義務を負いません。Appleが更新を申し出る場合は、その料金および条件をAppleが決定します。

(k) 本プランに関しては、非公式な紛争解決プロセスは一切利用できません。

(l) 本プランで使用される「Apple」とは、〒106-6140 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズに所在する**Apple Japan合同会社**のことを指します。Appleは、本プランの法的および金銭上の義務者です。

(m) 本プランは、日本の法律に準拠します。本プランにおけるサポートサービスは、日本語でのみ提供されます。お客様は、本プランの規約および関連書類のすべてが日本語で解釈されることに同意するものとします。

お問い合わせ先

電話番号

各国の電話番号については、support.apple.com/HT201232をご確認ください。

*電話番号および営業時間は、変更される場合があります。フリーダイヤルは、すべての国で利用できるとは限りません。